

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『図解 労働時間管理マニュアル』
 (初版 2023年2月20日発行) お詫びと訂正

本書中の記載について訂正いたしますとともに、読者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

記

p33

<p>就業時間</p>	<p>(就業時間) 第〇条 会社の所定労働時間は、1週間^①は37時間30分、1日は7時間30分とし、始業、終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="534 801 1209 936"> <thead> <tr> <th colspan="2">始業・終業時刻</th> <th>休憩時間^②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>始業</td> <td>9時00分</td> <td>11時30分から13時30分</td> </tr> <tr> <td>終業</td> <td>17時30分</td> <td>までの時間帯で1時間^③</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 従業員は、休憩時間を自由に利用^④することができる。ただし、自由に利用できるといえども、服務規律に反する行為など、職場秩序及び風紀を乱す行為、並びに施設管理を妨げる行為をしてはならない。</p>	始業・終業時刻		休憩時間 ^②	始業	9時00分	11時30分から13時30分	終業	17時30分	までの時間帯で1時間 ^③	<p>④</p>
始業・終業時刻		休憩時間 ^②									
始業	9時00分	11時30分から13時30分									
終業	17時30分	までの時間帯で1時間 ^③									
<p>始業、終業時刻の変更</p>	<p>(始業、終業時刻の変更) 第〇条 業務の都合により、全部又は一部の従業員について所定の始業・終業の時刻を繰上げ又は繰下げることがある。ただし、この場合、1日の所定労働時間の範囲内とする。</p>	<p>(削除)</p>									
<p>実労働時間</p>	<p>(実労働時間^⑤) 第〇条 始業時刻とは、会社の指揮命令に基づき実作業を開始する時刻のことをいい、終業時刻とは、会社の指揮命令に基づく実作業の終了時刻をいう。</p>	<p>(削除)</p>									

p34



p34 上から5行目 末尾に下記を追加

[P33 波線部② 休憩時間]

p34 上から 5 行目 末尾に下記を追加

[P33 波線部④ 自由利用]

p35 上から 14 行目 末尾に下記を追加

[P33 波線部③ 休憩時間帯]

p97 上図

[時間外労働の計算の例 (36 協定の提出必要なし)]

	1月 (31)	2月 (21)	3月 (31)	合計	
実労働時間 (a)	180	158	171	(A) 509	暦日数 90 日
週平均 50 時間 (b)	221	200	221		
週平均 50 時間を超える時間数 (a) - (b)	0	0	0	(C) 0	法定時間の 総枠 ↓ 514.2 時間
法定労働時間の総枠 (総労働時間)				(D) 514	
法定労働時間の総枠 (総労働時間) を超える時間数 (A) - (C) - (D)				(E) 0	

28

p99

③ 時間外労働+休日労働の合計が、2～6 か月平均で 80 時間を超えた

場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実労働時間(a)	210	220	189	271	295	150
週平均50時間(b)	214	221	214	221	221	214
(a)-(b)	0	0	0	50	74	0
法定労働時間の総枠 (総労働時間)	(520) (30+31+30-91)			(525) (31+31+30-92)		
法定労働時間の総枠 (総労働時間)を超える時間数				(99)		(67)
時間外労働			99	60	84	67

243 時間 ÷ 3 = 81

3 か月平均が 80 時間を超えたため法違反 (労働基準法第 36 条)

p121 上から 17 行目

【誤】時間数に対応した割増賃金

【正】時間数に応じた割増賃金

以上